

(案)

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」
に基づく令和5年度取組状況報告書



札幌市子どもの権利総合推進本部

○第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本理念

「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち」

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組	1
子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況	1
子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）	4
子どもの権利に関する教育委員会の取組	5

II 取組の状況（推進計画の基本施策ごとの主な取組状況）

基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施	6
(2) さっぽろ子どもの権利の日事業	7
(3) こどもまんなか社会に向けた取組	8
(4) 学校教育における理解促進に向けた取組	9

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進	12
(2) 学校や施設、地域における子どもの参加の促進	14
(3) 多様な体験機会の場の充実	15
(4) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査	16

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり	17
(2) 子どもが安心して暮らせる地域づくり	19
(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援	20

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況	22
(2) 児童虐待への対応	24
(3) 権利侵害を起こさない環境づくり	25

III 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営	29
2 第3次子どもの権利に関する推進計画	29

I 取組の概要

子どもの権利の普及・啓発の取組

○ 主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- ・ 「子ども議会」に子ども議員 25 人・ユースファシリテーター10 人が参加し、札幌のまちづくりについて考えた成果を発表
- ・ 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」に計 274 通の回答
- ・ その他、各局区において子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施

○ 主な理解促進・意識向上の取組

- ・ 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布
- ・ 市内の認可保育所・幼稚園等の3歳児クラスの保護者を対象に、乳幼児保護者向けリーフレットを配布
- ・ 市内3か所において、子どもたちから作品を募集した「子どもの権利 せんりゅう・ポスター展」等を開催

子どもの権利に関する推進計画の成果指標等の状況

推進計画の成果指標の状況は、次期計画策定の前年に実施する、子どもと19歳以上の市内在住者を対象とした「子どもに関する実態・意識調査」により把握しており、令和5年度は平成30年度以来5年ぶりに調査を実施。

よって、令和2年度から活用してきた、子どもと子どものいる世帯に限定した「子ども・子育てに関する市民アンケート調査」については、参考値として捉え、令和5年度は平成30年度の当初値と比較する。

	子どもに関する実態・意識調査 (平成30年度、令和5年度)	子ども・子育てに関するアンケート調査 (令和2～4年度)
調査対象	【10～18歳】の子ども 5,000人 【19歳以上】の市内在住者 5,000人	【10～18歳】の子ども 2,000人 【0～5歳】の子どもがいる世帯 3,000世帯
抽出方法	無作為抽出（住民基本台帳から対象者を抽出）	

【成果指標】

指標	対象	平成30年度 (当初値)	子ども・子育てに関する アンケート調査		5年度	目標値 (令和6年度)
			令和3年度	4年度		
子どもの権利についての 認知度	子ども	61.4%	70.2%	70.7%	65.2%	75.0%
	大人	61.0%	69.7%	65.7%	54.4%	75.0%
子どもの権利が大切に されていると思う人の割合	子ども	63.8%	58.5%	61.7%	63.8%	70.0%
	大人	49.2%	53.0%	49.6%	37.6%	65.0%
自分のことが好きだと思 う子どもの割合	子ども	67.4%	67.3%	67.2%	62.4%	80.0%

○ 子どもの権利についての認知度（年代別内訳）

上段：R5年度 下段：H30年度	回答数	聞いたことがある			聞いたことはない	
		内容もある程度知っている	内容を少しだけ知っている	内容はわからない		
子ども	全体	1,679	11.3%	23.0%	30.9%	33.4%
		1,662	8.9%	14.6%	37.8%	36.9%
	10-12歳	709	8.5%	16.6%	27.8%	45.4%
		674	5.6%	11.4%	29.7%	50.7%
	13-18歳	970	13.4%	27.7%	33.1%	24.5%
		988	11.1%	16.8%	43.4%	27.4%
大人	全体	1,777	6.2%	15.1%	33.1%	42.7%
		1,589	4.3%	12.0%	44.7%	35.2%
	19-29歳	179	14.5%	17.3%	26.8%	40.8%
		133	7.5%	14.3%	37.6%	39.1%
	30-39歳	255	11.4%	16.9%	32.9%	37.3%
		238	2.9%	10.5%	45.4%	37.8%
	40-49歳	337	4.7%	17.2%	32.6%	43.3%
		297	4.0%	12.5%	43.4%	37.4%
	50-59歳	325	2.2%	14.2%	33.8%	46.2%
		277	2.9%	13.7%	49.8%	28.5%
	60-69歳	331	5.1%	15.1%	34.4%	41.7%
		369	4.3%	13.0%	42.3%	35.5%
	70歳以上	341	4.4%	11.1%	34.9%	45.7%
		270	5.6%	8.1%	47.0%	35.2%

「子どもの権利の認知度」は、子どもで61.4%から65.2%に上昇、大人で61.0%から54.4%に低下。40代以上で「聞いたことはない」の回答が増えている。このうち特に50代～70代の世代では同居する子どもがいないなど、もともと子どもと関わりが少なく、コロナ禍によって地域活動が制限されたことで、子どもの権利にも触れる機会が一層少なくなり、認知度を低下させたものと考えている。

19歳～30代では、子どもの権利の内容を「ある程度知っている」または「少しだけ知っている」の回答が増加。平成21年度の条例施行後進めてきた、子どもに向けた理解促進の取組によって認識が浸透し、大人になっても繋がっている結果で、それが子どもにおける「子どもの権利の認知度」上昇にも表れていると考えている。

○ 子どもの権利が大切にされていると思う人の割合（年代別内訳）

上段：R5年度 下段：H30年度	回答数	大切にされてる場合が多い+	大切にされていない場合が多い+	わからない	
		どちらかといえば大切にされてる場合が多い	どちらかといえば大切にされていない場合が多い		
子ども	全体	1,679	63.8%	6.9%	28.0%
		1,662	63.8%	8.8%	25.5%
	10-12歳	709	69.3%	5.2%	24.4%
		674	57.6%	9.5%	31.3%
	13-18歳	970	59.9%	8.3%	30.6%
		988	68.0%	8.3%	21.6%
大人	全体	1,777	37.6%	12.4%	46.9%
		1,589	49.2%	16.3%	32.0%
	19-29歳	179	44.1%	11.2%	43.0%
		133	48.1%	16.6%	33.8%
	30-39歳	255	36.9%	16.1%	43.5%
		238	50.0%	15.6%	32.4%
	40-49歳	337	43.7%	13.6%	41.8%
		297	52.9%	15.5%	30.6%
	50-59歳	325	36.4%	9.2%	51.1%
		277	48.4%	16.3%	34.7%
	60-69歳	331	33.8%	12.1%	51.4%
		369	45.5%	18.1%	33.1%
	70歳以上	341	34.0%	12.4%	48.4%
		270	51.5%	14.1%	28.5%

「子どもの権利が大切にされていると思う人の割合」は、子どもで横ばい、大人で49.2%から37.6%に低下。「わからない」の回答が大人全般で増えており、これは認知度の低下と同様、もともと身近に子どもがいないことに加え、コロナ禍によって子どもと接する機会が減少したことにより、「わからない」との回答が増えたものと考えている。

○ 自分のことが好きだと思う子どもの割合

		回答数	(a) そう思う	(b) えど ばち そう か 思 と う い	なえど いばち そら う か 思 と わ い	そう 思 わ な い	わ か ら な い	(a + b) (再掲) 思う
今 の 自 分 の こ と が 好 き だ	全体	1,679	30.6%	31.8%	13.8%	14.1%	9.2%	62.4%
		1,662	29.0%	38.4%	20.4%	11.4%	-	67.4%
	10-12歳	709	34.0%	33.1%	11.4%	10.4%	10.0%	67.1%
		674	31.8%	37.2%	18.0%	12.2%	-	69.0%
	13-18歳	970	28.1%	30.8%	15.6%	16.7%	8.7%	59.0%
		988	27.1%	39.2%	22.1%	10.9%	-	66.3%

「自分のことが好きだと思う子どもの割合」は67.4%から62.4%に低下。自己肯定感については、年齢や家庭環境など様々な事柄に影響されるものではあるが、コロナ禍により子どもたちの様々な活動が制限されたことも、自尊感情の低下に影響を及ぼしている可能性もあると考えられる。

【まとめ】

子どもの権利の理念の普及・啓発のため、乳幼児の保護者や学齢期の子どもへの広報を行ったほか、子ども議会や子ども向けパブリックコメントなど、全庁において子どもたちの意見表明・参加の機会の取組を進めた。令和5年度途中よりコロナ禍による制限が解除されたことから子どもの参加の取組は増加しており、こども基本法の施行を受け、子どもの意見反映の取組は全庁でも積極的に進められている。

推進計画の成果指標に関しては、コロナ禍によって様々な活動が制限されたことが、大人の子どもの権利の認知と理解の低下のみならず、子ども自身の自尊感情にも関係していると考えられ、3年にわたるコロナ禍が与えた影響が大きいことが調査結果からうかがえる。

令和6年度は子どもや保護者に向けた理解促進の取組を引き続き実施するとともに、子どもと関わりのない市民も含め、様々な機会を捉えた普及啓発により一層取り組み、広く子どもの権利の認識を広められるよう努めていく。

また、いじめ・虐待などの権利侵害は決して許さず、ヤングケアラー、子どもの貧困などの社会課題にも、子どもの救済活動の充実を図りながら、組織全体をあげて取り組み、子どもを権利侵害から守っていく。

そして、様々な機会において子どもが成功体験等を感じ、自己肯定感を高められるよう、子どもの体験や参加の機会を確保していくとともに、こども基本法も踏まえ、全庁における子どもの意見反映の取組の更なる促進を図り、より一層子どもの権利が大切にされる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていく。

次期推進計画の策定に当たっては、今回の実態・意識調査の結果も踏まえ、今後の子どもの権利に関する施策の方向性や取組について検討を行っていく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに関わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

○ 相談件数 （ ）は前年度比

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実件数	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)	1,144 (0.7%増)
延べ件数	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)	3,238 (19.7%増)

- ・ 令和5年度の相談件数は、実件数1,144件、延べ件数3,238件
- ・ 前年度に比べ、実件数は0.7%増加し、延べ件数も19.7%増加している

○ 「調整活動」の件数（調整先別）

調整先	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
学校	9	11	17	10	11
その他 (うち虐待通告)	5 (1)	9 (3)	33 (4)	17 (1)	19 (0)
合計	13 [※]	19 [※]	32 [※]	22 [※]	24 [※]

※ 調整先が複数となるケースがあるため、調整先の合計が件数の合計と一致しない。

- ・ 調整活動は24件実施。そのうち、学校を調整先とする案件は11件。
- ・ 令和5年度における学校以外の調整先
市児童相談所（各区家庭児童相談室含む）（14件）、市教育委員会（1件）、
区保健センター（1件）、医療機関（1件）、警察署（1件）、法務局（1件）

○ 救済の申立て

- ・ 令和5年度は救済の申立てはなし。

○ 新たな広報活動等

- ・ 悩みがない子どももLINE友だち登録を行うことが、「お守り」代わりになることを伝えながら、アシストセンターとつながっている子どもを増やすべく、LINE広告を実施。令和5年度はこれまで配信していた夏休みと冬休みに加え、春休みにも配信を行った。
- ・ TikTok等のSNSを活用し、悩みを抱える子どもの悩み解決の糸口となれるよう広告配信を実施した。

子どもの権利に関する教育委員会の取組

教育委員会では、教職員向けの研修や札幌市「人間尊重の教育」推進事業の実施と併せて、学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学び、子ども同士が支え合う活動に取り組み、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実を図るとともに、いじめ・不登校への対応などを通して、子どもの安心と学びのための環境づくりを進めた。

○ 教職員向け研修

- ・ 校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修「1年次研修」などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援や、ピア・サポート*に関連した演習などを行った。

※ 子ども同士（仲間=peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利」 講義「子どもアシストセンター」	園長・校長 68名
初任段階における研修「1年次研修」 新規採用養護教諭研修	講義「子どもの権利」 講義「子どもの貧困対策」 講義「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」	対象教員 280名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 178名
	講義「不登校への対応」	教員 168名
	講義「自殺予防の取組」	教員 89名
	講義・演習「いじめの対応～ピア・サポート①②～」	①教員 47名 ②教員 46名
	講義・演習「教育相談～子どもの育ちを支える教育相談～」	教員 70名
	講義・演習「不登校の対応～保護者や関係機関との連携～」	教員 69名
	講義・演習「危機管理～法的視野での危機管理～」	教員 109名
札幌市幼小中高合同 教育課程研究協議会	子ども一人一人の主体性を大切にしたい多様な学びの実現を通して、全ての子どもの可能性を引き出す教育課程の編成について協議	園長、校長、教員 787名

II 取組の状況

(第3次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本施策ごとの主な取組状況)

基本施策1 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 子どもの権利の普及・啓発や理解促進の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や子どもの権利に関わる具体的な事例を紹介するパンフレットや、救済機関を紹介するチラシ等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	条例パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	子どもの権利 PR チラシ (一般・高校生)	高等学校、小学1年生全員の保護者など
	3つ折リーフレット	一般
	乳幼児保護者向けリーフレット	保育所、幼稚園等の3歳児クラスの保護者、子育てサロン、両親教室等の参加者
	母子健康手帳※1	妊娠届提出時に配布
	子育てガイド	乳児家庭全戸訪問時に配布
子ども アシスト センター	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館などで貸出、希望した保育所・幼稚園等
	子ども用チラシ	小学1年・小学4年・中学1年生全員
	子ども用カード (春と秋)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員
	子ども向け PR ステッカー (掲示用)	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校、児童会館、フリースクール、障がい児施設等
	大人向け PR ステッカー (掲示用)	保育所・幼稚園・認定こども園、区役所、地下鉄駅、公共施設等
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗、各区役所、各区保健センター、児童相談所、まちづくりセンター、市立保育所、区社会福祉協議会

※1 保健所で作成

② 広報紙 (ニュースレター)

子どもの権利に関する広報紙、子どもの権利救済機関の広報紙を発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
子ども通信 (子ども向け)	市政における子ども参加の具体的事例 (年2回発行)
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談事例など (年2回発行)

③ 出前講座等

学校関係者やPTA・保護者、地域団体等を対象に、子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する説明・講座等を実施。令和5年度はペープサート人形劇によるあしすと子ども出前講座を市内19か所の児童会館で開催したほか、小学生、中・高生に向けた子どもの権利に関する出前講座を学校で実施した。そのほか、インタビューなどにも応じるなど、様々な機会を捉えて実施した。



▲ペープサート人形劇の様子

《実績》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施数	63	22	27	54	51※

※ 出前講座等対象の内訳：子ども（26）、学校関係者（4）、地域団体等（6）、その他（15）

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

① 子どもの権利 せんりゅう・ポスター展

より多くの子どもが子どもの権利について考えてもらえるよう、子どもの権利をテーマにせんりゅうとポスター作品を募集。せんりゅう、ポスターあわせて775作品の応募があり、その中から入選した奨励賞以上の作品は、ホームページに掲載したほか、市内3か所にて展示会を開催した。



▲令和5年度最優秀作品

「わたしだけ？」
それは素敵な
きみの色

また、優秀賞以上の作品は、啓発カレンダーや子どもの権利広報紙に掲載し、市内の学校や関係機関に配布した。

《子どもの権利 せんりゅう・ポスター展 開催概要》

期 間	場 所
令和5年11月4日（土） ～11月9日（木）	札幌駅前通地下広場（チ・カ・ホ） 憩いの空間
令和5年11月16日（木） ～11月23日（木祝）	アリオ札幌1階えぞゆりエレベーター横
令和5年11月16日（木） ～11月30日（木）	札幌市役所地下2階壁面掲示スペース



▲展示会の様子

② 札幌市青少年育成大会

令和5年11月18日(土)かでの2・7で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする大会を開催した。同会場では、子どもの権利せんりゅう・ポスターの入選作品を展示し、積極的な普及啓発を進めた。

(3) こどもまんなか社会に向けた取組

① こどもまんなか応援サポーター宣言

こども家庭庁が推進する「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組に賛同し、令和5年9月30日(土)に開催された職業体験イベント「ミニさっぽろ2023」において、出展・協賛企業58社とともに「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言した。



こどもまんなか応援サポーター

こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できるような「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で取り組むことに賛同し、応援してくれる個人、企業、団体のこと。

② 「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウム in 北海道

令和6年1月22日(月)、「こどもまんなか社会の実現のために～親も子ども共育ち」をテーマとし、こどもや子育てに関わる全ての人が、共に育ちあう地域を創出し、こどもや子育て世代を社会全体で支える機運の醸成を図ることを目的として、北海道とともにこども家庭庁の共催によりシンポジウムを開催し、対面及びオンラインにより約200人が参加した。



開催概要	日 時	令和6年1月22日(月) 13時00分～16時20分
	場 所	札幌エルプラザ3階ホール
	対象者	子育て当事者の方、自治体・保育所・認定こども園等関係機関職員等
内 容	「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の愛称発表、発案者の表彰式	
	基調講演「こどもまんなか社会の実現のために～親も子ども共育ち」 講師：玉川大学教育学部教授 大豆生田 啓友 氏	
	トークセッション ・取組事例報告（札幌市、東神楽町、パパ育休プロジェクト、社会福祉法人麦の子会、学校法人登別立正学園海の子保育園） ・意見交換	

③ こどもファスト・トラック

子ども連れの方や、妊娠中の方に優しい取組を「こどもファスト・トラック」に類似したものにとらえ、その取組及び各施設のおむつ替えスペースや授乳室などの状況についてまとめ、ホームページで公開。あわせて具体例として取組の一部を紹介することで、市有施設のみならず、他の公共機関、さらに民間施設へと広げていけるよう取組を推進するとともに、子ども連れの方や妊娠中の方以外の理解が得られるよう、周知に努めている。

こどもファスト・トラック	子ども・子育てにやさしい社会づくりのため、公共施設や民間施設などの受付において、子ども連れの方や、妊娠中の方を優先する取組のこと。
--------------	---

(4) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び初任者を対象とした研修や一般教諭向けの研修講座を実施するとともに、全幼稚園・小中学校参加の「幼小中高合同教育課程研究協議会」において説明を行った。

《新任管理職研修》

実施日時/対象	令和5年4月19日（水）9時50分から10時20分 新任管理職研修受講者（園長・校長68名）
内 容	講義「子どもの権利」他 講師：子）子どもの権利推進課長 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実や子どもアシストセンターの取組等について講義を行った。

《初任段階における研修「1年次研修」・新規採用養護教諭研修》

実施日時/対象	動画視聴による研修にて実施 配信期間：令和5年4月14日（金）～令和6年3月30日（金） 初任段階における研修「1年次研修」・新規採用養護教諭研修受講者（幼・小・中・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校教諭280名視聴）
内 容	講義「子どもの権利」、「子どもの権利を大切にしたい教育の実践」、 「子どもの貧困対策」 講師：子）子どもの権利推進担当係長、教）教育課程担当課指導主事 子）子どものくらし支援担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

《教育センター研修講座》

実施日時/対象	令和5年7月21日（金）～ …教員 178 名視聴
内 容	講座「いじめの対応と学校体制の在り方」【動画配信】 講師：教）児童生徒担当課指導主事 いじめ等のない信頼される学校づくりに向けた取組や、いじめに対する組織的対応の在り方についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和5年7月21日（金）～ …教員 168 名視聴
内 容	講座「不登校への対応」【動画配信】 講師：教）教育相談担当課指導主事 本市における不登校施策、各施設の効果的な活用の仕方及び不登校についての基本的な考え方や現状についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和5年7月21日（金）～ …教員 89 名視聴
内 容	講座「自殺予防の取組」【動画配信】 講師：守村 洋（札幌市立大学准教授） 青少年の抱える問題や自殺の実態について、また自殺の危険段階に応じた適切な対応についての講義を配信した。
実施日時/対象	令和5年7月28日（金） …①教員47名参加 ②教員46名参加
内 容	講座「いじめの対応～ピア・サポート①②～」 講師：池島 徳大（日本ピアサポート学会） いじめや不登校の未然防止に関するピア・サポート及び保護者や関係機関との連携等についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和5年8月17日（木） …教員 70 名参加
内 容	講座「教育相談～子どもの育ちを支える教育相談」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授） 教育相談の基本的な考え方や児童生徒への対応等についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和5年8月17日（木） …教員 69 名参加
内 容	講座「不登校の対応～保護者や関係機関との連携～」 講師：嶋崎 政男（神田外語大学客員教授） 不登校の要因や背景、保護者や関係機関との連携・協働についての講義と演習を実施した。
実施日時/対象	令和5年7月26日（水） …教員 109 名参加
内 容	講座「危機管理～法的視野での危機管理～」 講師：黒坂 頌胤（札幌市弁護士会） 学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。

《札幌市幼小中高合同教育課程研究協議会》

実施日時/対象	令和5年11月28日（火）、7日（木）、8日（金）…市内幼稚園園長、市内学校校長、教頭、教員 787 名参加
内 容	子ども一人一人の主体性を大切にしながら多様な学びの実現を通して、全ての子どもの可能性を引き出す教育課程の編成について協議した。

② 「人間尊重の教育」教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、「人間尊重の教育」推進事業を実施した。その取組の一環として「人間尊重の教育』フォーラム」を開催し、今日的な人権課題を窓口に、多様性を認め合う学校教育の在り方をテーマにした協議を行った。

《「人間尊重の教育」フォーラム》

実施日時/対象	令和5年12月27日(水) …市内幼稚園園長、市内学校校長、教頭、教員 370名参加
内 容	子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりに向けて「さっぽろっ子自治的な活動の推進」、「多様性に向き合う学校教育の推進」の二つのテーマについて基づいて協議した。フォーラムの中では、中学校の代表生徒が自治的な活動について、各校の取組等を発表した。

基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進

(1) 市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

① 子ども議会

未来を担う子どもたちが、主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会とする取組。

令和5年度は、「共生社会」を題材に子ども議員自ら設定した5つのテーマについて、関連する部局の市職員から市の現状などを学んだ上で、話し合いを重ねた。全体の進行は、専門のファシリテーターが行ったが、テーマごとに分かれたグループの話し合いのサポートは、事前に研修を受けた高校生・大学生のユースファシリテーターが行った。

子ども議員は、市や市民ができることなどについて意見をまとめ、市長に直接報告した。

また、市長報告会の様子は札幌市広報部 YouTube 公式チャンネル SapporoPRD で広く公開した。



▲話し合いの様子



▲市長報告会の様子

【実績】

開催回数：令和5年11月～12月

全6回（市長報告会含む）

参加者（公募）

- ・子ども議員（小学4～中学3年生）：25人
- ・ユースファシリテーター（高校生・大学生）：10人

《意見概要》

テーマ	概要
アイヌを守ろう	アイヌ文化をPRし、受け継ぐことにより北海道の大切な文化を守ってほしい ・食や衣服、踊りなどに直接触れられるアイヌフェスティバルを大通公園で開催する ・人通りの多い市内中心部で開催することで、市民や観光客に知ってもらい、全国的に知名度を上げる
異文化とマーク	札幌市在住の外国人が日本語で困らないよう、様々な取組みを実施してほしい ・災害時などの緊急情報を外国語で発信 ・外国人が身に着けることのできるコミュニケーションヘルプマークを作成 ・役所や医療機関、金融機関などの多言語対応
ジェンダーレス促進	性別による固定概念や無意識の思い込みが、職業選択の幅を狭めている現状を改善する ・無意識の思い込みにより固定化された性別による役割と逆のことを楽しく体験できるワークショップを実施してほしい
少子高齢化対策	少子高齢化を改善すべく出産、育児への支援を実施してほしい ・男性の育児休業取得期間を現状より長くする ・命がけで出産する女性を、男性は育児でサポートする
バリアフリー	バリアフリーを促進する様々な取組を実施してほしい ・歩車道境界の縁石の段差を解消 ・公共施設などに優先エレベーターを設置

② 市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。今年度からはより回答しやすいよう、資料に二次元バーコード添付し、ウェブ回答も可能とした。

子どもから寄せられた提案・意見（274通）の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利の広報紙に掲載している。

テーマ：選挙について	主な意見
① どうしたら若い人たちが選挙に行こうと思うようになるだろう？	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コードを活用して読み取ったら、その議員の考え方が出てくる、まとめサイトがあると投票しやすくなると思う ・「選挙は難しいもの」、「堅苦しいもの」というイメージがあるので、どのような手順で行うのか事前にわかるようにすれば、自分にもできるかとも思い、投票に行く人が多くなると思う
② 子どもたちに選挙の大切さを知ってもらうためにできることってなんだろう？	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに、自分の意見を言うことは大切だと伝え続けられれば、選挙の大切さにも気づくのでは。 ・「自分たちの未来は自分で決める」ということをわかってもらおう。 ・代表によって、私たちの生活が大きく変わるので、まずは選挙で決める代表の大切さを知ってもらうことが大事だと思う

③ 市政やまちづくりへの子どもの参加と意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント（キッズコメント）やアンケート、ワークショップを実施するなど、まちづくりへの子どもの参加や市政に子どもの意見を反映する取組を推進している。

令和5年度は、「こども基本法」において、子ども施策の策定に当たって、子どもの意見反映に必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられたことから、より一層の充実化を図るため、全庁に向けて通知を発出し取組を促進した。

《主な取組》

項目	内容
市長と語ろう！サッポロスマイルトーク★キッズ	市長や市役所を身近に感じてもらうことを目的に、小学校4年生から6年生を対象とした「市長と語ろう！サッポロスマイルトーク★キッズ」を初めて開催。参加者19人が4グループにわかれ、市長に聞いてみたいことや札幌の未来について子どもたちから発表し、提案されたアイデアやまちづくりについてなど市長と語り合った。
NEXT 水道ビジョンワークショップ	水道事業の中長期計画である次期札幌水道ビジョンの策定に当たり、計画の方向性や施策等に市民意見を反映するための市民参加型ワークショップを市立の中等教育学校・高校対象に開催。中高生25名が参加し、札幌水道ビジョンに関する講義、施設見学、きき水体験（水の飲み比べ）、グループワークを行った。

(2) 学校や施設、地域における子どもの参加の促進

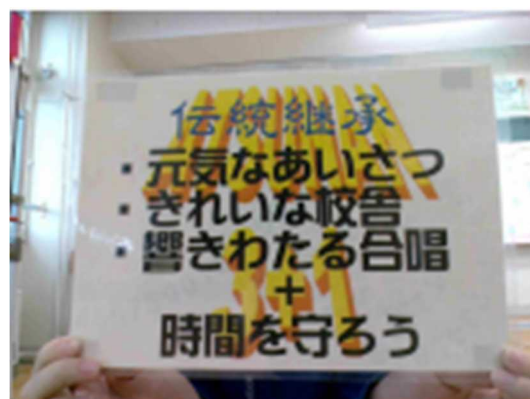
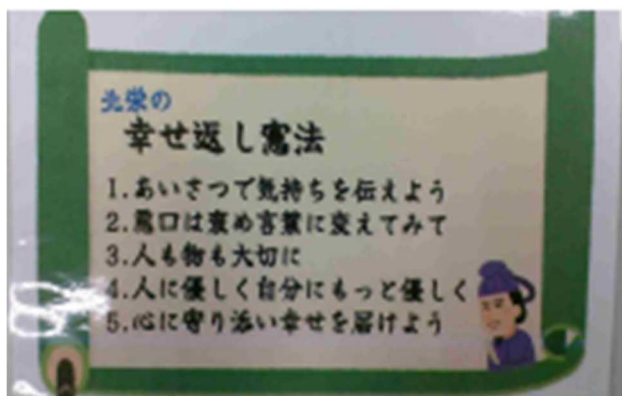
① さっぽろっ子自治的な活動

各学校において、全ての札幌市立小・中学校の子どもが関わって策定された全市共通の合言葉となる「さっぽろっ子宣言『プラスのまほう』」に込められた思いや願いの実現に向けて、子どもが主体的に活動する「さっぽろっ子自治的な活動」を推進した。



【取組例1】

子ども自らが大切にしたいルールや目標を決めて、学校づくりに参画した活動



【取組例2】

多くの生徒から生徒会事務局へ意見を挙げられるよう目安箱を設置し、校内放送で紹介する活動を通して、全校生徒が「いつでも自分の意見を表明できる」ことを大切に活動などが見られた。



② 子ども運営委員会

児童会館やミニ児童会館全館において、子どもたちの自主性や積極性を育むために「子ども運営委員会」を設置し、施設運営のルール作りや様々な行事の企画・運営に子どもたちの意見を反映させたほか、地域住民を交えた世代間交流や高齢者施設を訪問し歌やダンスを披露するなどの様々な体験活動を企画し実施している。

③ 少年団体の支援

地域の子どもの活動等の中心としてふさわしい資質を持ったジュニアリーダーの育成をすることで、地域の活動の円滑化・活性化を図り、もって地域の子どもの健やかな成長を推進する「ジュニアリーダー養成研修」を実施しているほか、少年団体の育成、活動の推進、加入の促進等の支援を行っている。

(3) 多様な体験機会の場の充実

① 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o ミドリ（こみどり）」の運営を支援している。C o ミドリでは、プレーパークを実施するほか、子どもたちにとって魅力的な様々な体験プログラムを提供している。

【実績】

子どもの体験活動事業（プレーパーク及び体験プログラム）

- ・ 実施回数 245 回（プレーパーク 179 回、体験プログラム 66 回）
- ・ 利用人数 18,870 人（子ども 11,676 人、大人 7,194 人）

② プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

《実績》

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、20 人参加 出前講座等：32 回、3,267 人参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・ 実施回数 154 回 ・ 参加者数 6,982 人

③ こどものまち「ミニさっぽろ」

働くことの楽しさや大変さを体験し、社会の仕組みを学ぶとともに、市民自治についての意識を高めることを目的とする、社会体験イベント「ミニさっぽろ 2023」を、実行委員会形式で開催した。

令和 5 年度は令和 5 年 9 月 30 日（土）、10 月 1 日（日）に、市内及び近郊の小学 3、4 年生を対象に 4 年ぶりに開催され、参加者のサポートを行う「子どもボランティア」として小学 5・6 年生も参加した。

【実績】

- ・ 参加者数：2,618 人（2 日間合計）
- ・ 出展、協賛企業数：58 社



④ 少年少女国際交流事業

豊かな国際感覚を身につけた青少年の育成を図るため、子どもの海外ホームステイ事業を実施している。

令和 5 年度は、昭和 63 年度より相互交流を行っているシンガポール共和国との往来交流を 4 年ぶりに再開し、市内の中学 2 年生 12 人を 2 週間派遣した。令和 6 年度はシンガポール団員を受け入れる予定。

(4) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子どもの参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもが参加する取組の多くが中止されたが、令和5年度の事例数はコロナ禍従前近くまで回復している。

《子どもの参加 事例数》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
市政への参加※ ¹	49	29	34	31	38
行事等への参加※ ²	564	278	344	414	556
合計	613	307	378	445	594

※1 子ども向けのパブリックコメント、アンケート（単なる行事参加者アンケートは除く）、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※2 行事の企画運営や当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

《子どもに分かりやすい情報発信 事例数》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ホームページ	286	176	213	269	333
パンフレット等	310	173	217	267	336
その他	101	76	109	145	153
合計	697	425	539	681	822

② 地域

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもが参加する取組の多くが中止されたが、令和5年度は、再開した取組や新たに開始された取組も多々あり、事例数はコロナ禍従前近くまで回復している。

《事例数》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
企画運営※ ¹	26	6	8	11	19
行事への参加等※ ²	274	73	93	144	251
大人の取組※ ³	107	63	66	92	100
合計	407	142	167	247	370

※1 行事の計画段階から子どもが関わっているもの。

※2 行事当日の手伝い、発表者・来場者として参加しているものなど。

※3 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組活動など。

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの安心と学びのための環境づくり

① 学校における教育相談体制の充実

【相談支援パートナー事業】

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校のほか、小学校100校に試行的に「相談支援パートナー」を配置し、子どもたちが安心して学校で過ごすことができるよう、別室での学習や体験活動、玄関での出迎えや電話による働きかけなど、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行った。

《実績》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支援を行った児童生徒数	1,019	1,073	1,360	2,101	2,287

【教育支援センター】

市内6か所の教育支援センターでは、不登校児童生徒の社会的自立へ向けた不登校状況の改善を図るため、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組む支援プログラムを実施した。また、東区と清田区において、教育支援センターサテライトを開所し、体験的な活動をメインにした支援を試行実施した。

《実績（6施設合計）》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録児童生徒数	252	216	218	276	334

【スクールカウンセラー（SC）】

全ての市立学校に心の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不安や悩みを抱える児童生徒やその保護者への教育相談体制の充実を図った。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者向けの文書を発行したり、命の大切さをテーマにした授業の講師を務めたりするなど、各学校における心の健康に関する啓発に取り組んだ。

《SCの配置時数（時間/校）》

校種別	小学校	中学校	中等教育学校	高等学校	特別支援学校*
年間時数	69	284	560	280	840

※5校合計

② いじめを防止し、子どもを守るための取組の充実

【札幌市いじめの防止等のための基本的な方針】

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の趣旨等を踏まえ、平成28年6月に策定した「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」については、「札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会」から、令和3年におけるいじめの重大事態についての提言を受け、法の基本理念に基づき、社会総がかりでいじめ防止に取り組む体制の強化を図ることを目指して方針の改定を検討。

「学校・家庭・地域総ぐるみで、いじめは「しない・させない・許さない」を徹底」をいじめ防止のビジョンに掲げ、札幌市全体で重層的・包括的な支援を行うべく連携

を図り、いじめ防止に取り組んでいくとし、さらに提言を踏まえた、いじめの見逃しなどを防ぐ組織的な対応や ICT を活用した児童生徒の SOS の早期発見・早期対応などの新たな取組を加え、令和 6 年 4 月に改正した。

【悩みやいじめに関するアンケート調査】

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施し、「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから状況を聞き取り、適切に対処した。各学校においては、必要に応じていじめ防止基本方針を見直すとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査のほか、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

《いじめに関する意識調査結果（市立小学校、中学校、高等学校の合計）》

年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
いじめられたことがある	12.9% (17,696 人)	9.9% (13,498 人)	10.5% (14,317 人)	10.8% (14,538 人)	11.8% (15,576 人)
ない	86.5% (118,249 人)	89.6% (122,402 人)	89.0% (121,445 人)	88.4% (118,689 人)	87.3% (115,433 人)

※ 「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

③ 多様な学びを支える環境の充実

【フリースクール】

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

《実績》

補助団体数	12 団体
補助額合計	23,577 千円
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

【若者への支援（若者支援施設）】

若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内 5 か所の若者支援施設を拠点として、高校生等を含む若者の居場所を提供し、若者の社会的自立に向けた支援や交流・社会参加のきっかけづくりを行っている。

平成 30 年度からは、高校中退者等の高卒認定試験に向けた学習支援を行うなど、若者の進学や就労の支援も実施している。

(2) 子どもが安心して暮らせる地域づくり

① 児童会館における地域の子どもの居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、現在は110館整備している(令和5年度末時点)。小学校の改築等に併せて既存の児童会館やミニ児童会館を小学校と複合化した児童会館とする再整備を進めており、令和5年度は、「東山児童会館」(東山小学校)ほか3館を整備した。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を設置しており、現在は89館整備している(令和5年度末時点)。

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、夜間利用「ふりーたいむ」の実施など、中・高校生の利用促進につながる体制及び環境づくりを行っている。

② 「子ども食堂」など地域の子どもの居場所づくりの推進

【子どもの居場所への関わり】

「子どものくらし支援コーディネート事業」において、子どもコーディネーターが地域を巡回する中で、子ども食堂など子どもの居場所にも出向き、気になる子どもがいた際のつなぎ等を依頼している。(訪問団体数：72件 ※令和6年3月末現在) また、子ども食堂を中心に構成される「こども食堂北海道ネットワーク」とも情報交換を行い、関係団体との連携を図っている。

【子どもの居場所づくり支援事業】

子ども食堂など子どもの居場所づくり活動に取り組む団体や子どもの見守りを行う団体に対し、活動に係る経費の一部を補助する事業を実施している。

《子ども食堂活動支援補助金》

内容	子どもの居場所づくりをする活動で、新たに開始する場合、又は内容の拡充や機能の強化を図って取り組む事業に対する補助
対象経費	会場使用料、保険料、普及啓発費、物品・教材購入費などの経費
補助金額	10万円以内/年、補助率：対象経費の2/3以内
令和5年度実績	26団体に計2,139千円を交付

《子どもの見守り強化事業補助金》

内容	子どもたちに食事の提供、学習支援又は生活支援指導等の支援活動を実施する子ども食堂などの団体が行う居場所での活動や訪問による子どもの状況把握や見守りの活動に対する補助
対象経費	人件費、食材購入費、運搬費、物品・教材購入費、会場使用料、普及啓発費、保険料などの経費
補助金額	50万円以内/年、補助率：10/10
令和5年度実績	7団体に計2,292千円を交付

③ 青少年健全育成の取組

地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位に各地区育成委員会を組織（90 地区）し、社会参加や多様な体験機会等の提供、安心・安全の環境づくり事業など、町内会、学校など関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を行っている。

子どもの問題行動に早期に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や悩みごと等の相談アドバイスを行うほか、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を行っている。

④ 病気等を抱える子どもの居場所づくりに向けた取組

【こどもホスピスづくり活動支援】

命を脅かす病気や障がいを抱えると子どもとその家族が、安心して遊んだり学んだりできる居場所「こどもホスピス」づくりに取り組む民間団体等の活動に対する支援の輪を広げるため、市民を対象に「こどもホスピスパネル展」を開催。

こどもホスピスづくり活動を進めている団体が主催するイベントを北海道とともに後援するなど、現在進められている活動の後押しも行った。



(3) 困難を抱える子どもへの気づき・相談支援

① 子どもの貧困対策の取組

主に経済的な問題に起因する、様々な困難を抱える子どもと家庭を支援するため、「第2次札幌市子どもの貧困対策計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定のうえ、子どもの貧困対策を総合的・計画的に推進している。

【子どものくらし支援コーディネート事業】

子どもの相談支援に豊富な経験を持つ「子どもコーディネーター」が地域を巡回して、困難を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげている。

また、令和5年度に調査を行った結果、市内の認可外保育施設においても支援ニーズが確認されたため、令和6年度から、巡回先を認可外保育施設にも拡大することとしている。

《実施状況》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談受理件数	460件	288件	293件	188件	253件
支援継続件数 (年度末時点)	738件	605件	687件	584件	376件

② 児童生徒を取り巻く問題解決への支援（スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業）

児童生徒の悩みや困りの背景には、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒がおかれている環境に問題が複雑に絡み合い、学校だけでは解決が困難なケースも多い。このため、教育の分野に関する知識に加えて、社会福祉等の高度な専門的知識や経験を有するスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、児童生徒がおかれた様々な環境に働きかけたほか、関係機関等とのネットワークを活用して問題の解決に向けた活動を進めた。

《SSWの対応件数》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対応件数	1,904	2,591	1,851	2,152	2,304

基本施策4 子どもの権利侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づき設置された子どもの権利侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。



① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- 権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- 相談の延長としての調整活動、救済の申立て、自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- LINE（子ども専用）、電話（子どもは通話料無料）、Eメール、面談等により相談を受け付けている。
- 土曜日（10：00～16：00）も相談窓口を開設。

② 相談活動の実績

令和5年度の相談件数は、実件数1,144件、延べ件数3,238件であり、前年度比では、実件数で0.7%増、延べ件数で19.7%増であった。なお、この件数には、相談者に他機関を紹介したものや相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

《相談件数【P.4再掲】》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実件数	1,003 (20.4%増)	882 (12.1%減)	948 (7.5%増)	1,136 (19.8%増)	1,144 (0.7%増)
延べ件数	3,062 (15.4%増)	3,230 (5.5%増)	2,886 (10.7%減)	2,705 (6.3%減)	3,238 (19.7%増)

()は前年度比

【相談状況の内訳】

相談延べ件数（3,238件）について相談者の内訳をみると、子ども本人からの相談が2,311件（71.4%）で最も多く、次いで母親からの相談が647件（20.0%）となっており、両者を合わせて相談延べ件数の9割以上を占めている。

相談方法別にみると、LINEが1,692件（52.3%）で最も多く、電話が1,125件（34.7%）、Eメールが317件（9.8%）と続いている。



《相談方法・子どもとの関係別延べ相談者数》

関係 相談方法	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	356	59	540	35	42	93	1,125
	11.0%	1.8%	16.7%	1.1%	1.3%	2.9%	34.7%
面談	64	3	21	1	4	5	98
	2.0%	0.1%	0.6%	0.0%	0.1%	0.2%	3.0%
Eメール	201	7	83	2	12	12	317
	6.2%	0.2%	2.6%	0.1%	0.4%	0.4%	9.8%
LINE	1,688	1	3	0	0	0	1,692
	52.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	52.3%
その他	2	0	0	0	0	4	6
	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
合計	2,311	70	647	38	58	114	3,238
	71.4%	2.2%	20.0%	1.2%	1.8%	3.5%	100.0%

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の間にも公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、救済の申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

令和5年度の調整活動は、24件の案件について実施した（4年度は22件）。

このうち学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った学校を調整先とする案件は11件あった。

《相談項目・調整先別「調整活動」件数》

調整先 相談項目	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	市児童※1 相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	1	4	0	1	9	2※2	17
学校（幼稚園）生活 (いじめ、子どもと教師の 関係、不登校など)	1	3	2	0	5	2※2	13
合 計	11			19			24※3

※1 各区家庭児童相談室を含む。

※2 区保健センター（1件）、医療機関（1件）、警察署（1件）、法務局（1件）

※3 複数の先に調整したケースがあるため、調整先の合計数と調整件数（24件）は一致しない。

④ 救済の申立てによる調査

救済の申立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とし、解決のために必要なときは調査や調整を行う。調査や調整は、相手を諫めたり白黒をつけたりするためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

令和5年度の救済の申し立てはなかった。

⑤ 子どものための相談窓口連絡会議

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、様々な相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議」を開催している。

令和5年度は、子どもアドボカシーに関する講演の実施や事例検討を通じた機関相互の情報交換を行った。

- 開催回数 2回
- 参加数 22機関

(2) 児童虐待への対応

① 児童虐待への対応状況

24時間365日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には、家庭児童相談担当係長、事務職員、家庭児童相談員がそれぞれ1名ずつ配置されているが、令和2年度以降、大規模区等に事務職員を1～2名増員しているほか、令和4年度には家庭児童相談員を全区で1名増員する等体制を強化している。

児童虐待取扱件数（児童数）としては、令和5年度で2,627件となっており、その内訳として身体的虐待：25.2%、性的虐待：1.5%、ネグレクト：21.9%で、特に心理的虐待の割合が全体の51.4%と多くを占めている。（児童相談所取扱分は速報値）

《児童虐待取扱件数（児童数）》

※5年度以降は、当該年度中の取扱開始及び支援内容の変更分のみ計上

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童相談所	2,401 (27.4%増)	2,562 (6.7%増)	2,402 (6.7%減)	2,286 (4.8%減)	2,627 (14.9%増)
区役所	276 (19.5%増)	295 (6.9%増)	297 (0.7%増)	415 (39.7%増)	543 (30.8%増)

()は前年度比

《児童虐待通告受付件数（児童数）》

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童相談所	2,510 (15.7%増)	3,150 (25.5%増)	2,668 (15.3%減)	2,280 (14.5%減)	2,702 (18.5%増)
区役所	312 (26.8%増)	419 (34.3%増)	425 (1.4%増)	440 (3.5%増)	391 (11.1%減)

()は前年度比

② 児童相談体制の強化に向けた取組

専門的相談支援体制を強化するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員や、警察との連携強化のため相互に職員の派遣を行うなど、「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に掲げる取組を計画的に実施している。

令和3年7月1日より特定任期付職員として常勤弁護士（法務専門官）を配置し

ているが、令和5年度末に任期を迎えたため、令和6年度より新たな常勤弁護士を採用した。令和7年度からは、親権者等の同意を得られない一時保護開始に係る司法審査が導入されるため、児童相談所における法的対応体制を更に強化していく。

また、同プランに基づき整備を進めている（仮称）第二児童相談所については、令和5年度から工事を開始し、令和6年度より担当部長を配置するなど、令和7年度中の開設に向けて準備を加速しているところ。

(3) 権利侵害を起こさない環境づくり

① ヤングケアラー支援に向けた取組

【専門相談窓口の設置】

令和5年4月より、ヤングケアラー本人のほか、その家族や関係する職員、地域関係者等から広くヤングケアラーに関する相談に応じるための専門相談窓口を設置。

《概要》

相談方法	対面のほか、電話、メール、SNS等で実施
対応時間	年末年始、祝日等を除く、月曜日から土曜日の10時から18時まで（SNSによる相談は19時まで）
相談件数 (令和5年度)	1,313件

【ヤングケアラー交流サロン】

令和4年10月より、家庭のような雰囲気の中で安心して過ごせるよう、定期開催型として市内中心部の古民家を、出張開催型として市内5か所の若者支援施設等を会場に、主に高校生世代を対象に、当事者同士が気軽に悩みを打ち明けられ交流できる居場所機能と、必要に応じて連携支援を行う相談支援機能を兼ね備えた、ヤングケアラー交流サロンを開設。



交流会では、オンライン参加や、フリータイムを設け、参加者が自由に過ごすことができるようにするなど、より気軽に悩みを打ち明けられる場となるようなプログラムを取り入れている。

《実績》

日時	毎月第二土曜日 14:00～15:30（終了後、放課後トーク～16:30まで）を定期開催日とし、随時、出張開催を実施
対象	市内在住または在学する、15歳～18歳の高校生世代
参加方法	来場またはオンライン

《参加人数（令和5年度）》

開催月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
人数	11	15	5	13	6	4	
開催月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	5	5	5	6	3	12	90

【ヤングケアラー支援ガイドライン】

令和3年5月、国の関係機関による「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」から報告を受け、令和3年6月にヤングケアラーの支援策について組織横断的な検討を行うための作業ワーキンググループを子どもの権利総合推進本部に設置。支援体制等についての協議を進め、関係機関・団体等の共通認識を図ることで、ヤングケアラーを早期発見し、関係機関が連携し必要な支援につなげていくことを目的として、令和5年1月にヤングケアラー支援ガイドラインを策定した。

ガイドラインは地域関係者や学校等に配布したほか、庁内を始めとする関係機関などにも広く周知を行った。

【ヤングケアラー支援研修】

ヤングケアラーの早期発見・把握等の支援体制の強化を目的として、ヤングケアラーを発見する機会のある関係職員等を対象に研修を実施した。

令和5年度は教員向け研修（オンデマンド）や各区民児協研修、出前講座などを実施するとともに、関係職員向けの外部研修を実施。

外部研修は、北海道と連携開催し、北海道主催「ケアラー支援関係機関職員等研修（基礎編及び応用編）」の一連の研修として、令和6年2月6、7日に実践研修を実施した。全3回（内容は同一）に計109名の参加があった。

《実践編研修》

実施日時	① 令和6年2月6日（火）10：00～13：00 ② 令和6年2月6日（火）14：30～17：30 ③ 令和6年2月7日（水）10：00～13：00
参加数	合計109人
講師	Mental-Consul 代表 相内 雄介 氏
内容	【講義】 ・子どもの権利侵害について ・子どもの精神的サポートを継続することの重要性について ・アセスメントツールの照会 ・コミュニケーションスキル 【グループワーク】 ・事例トレーニング（ブレインストーミング）

② 児童虐待防止の取組

地域における虐待の予防や早期発見に向け、オレンジリボン地域協力員の養成研修を実施しているほか、「児童虐待防止推進キャンペーン」（11月）を中心に、「札幌市オレンジリボン講演会」をはじめとした各種啓発活動を行っている。

また、保育所や学校、事業所の教職員など日常的に子どもと関わる方向けに、日常的に見てもらい支援の際に役立てられるよう、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を配布するとともに、相談先を周知するため小学校1年、4年、中学校1年に在籍する児童・生徒にミニカード付相談機関案内チラシを配布した。

《令和5年度 オレンジリボン講演会》

日 時	令和5年11月1日（水）18：30～20：15（オンライン） ※令和5年11月20日～12月22日アーカイブ配信
内 容	講義：子どもアドボカシー 声を「聴く」ということ ～子どもを尊重する社会を目指して～ 講師：木村 里美 氏（一社J-CAPTA チーフディレクター） 横山 尚幸 札幌市児童相談所法務担当課長
	子どもの声を聴き、意見や考えを表明できるように支援することの大切さ、埋もれがち子どもたちの心の声を尊重する社会のために地域でできることについて講演した。

《歯科医師による「子ども虐待対応のための研修会」》

日 時	令和6年1月19日（金）19：00～20：30（会場）
対 象	医師、看護師、ソーシャルワーカーなどの医療関係の方をはじめ、児童福祉関係分野に従事している方
内 容	講義：～口の中はふしぎがいっぱい～ こどもの口は履歴書 講師：岡崎 好秀 氏（国立モンゴル医学科学大学 客員教授）
	むし歯をはじめとする口腔環境と児童虐待との関係や、歯科医師として、児童虐待をどのように予防していくのかという内容について講演した。

③ 社会的養護児童に向けた取組

児童養護施設や里親等に措置されている児童に対し、措置先で安心した生活を送るために必要な子どもの権利について理解を促すことを目的に、「子どもの権利ノート」を作成し、手渡している。

なお、内容は措置先や子どもの年齢、理解の程度に応じたものになるよう工夫している。



▲施設用
(幼・低学年版)



▲里親・ファミリーホーム用
(高学年版)

④ 児童虐待防止対策推進本部

令和5年度に開催した本部会議においては、令和元年6月死亡事例に係る検証報告書及び外部評価報告書を踏まえた各局区の具体的な取組内容やその実施状況に対する自己評価等について協議した。また、職員育成ビジョン※に基づく各局の人材育成に係る取組内容についても協議を行った。

※職員育成ビジョン（児童虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン）…児童虐待防止に従事する全ての職員が持つべき理念や、具体的な支援場面においてとるべき行動を柱として規定

⑤ 困難を抱える若年女性支援事業

「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」の提言の1つである「思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの必要性」と実態調査で明らかになった課題を踏まえ、令和3年8月から、様々な困難を抱える10代後半から20代の女性を主な対象に、支援を必要としている方とつながり、必要な支援を届けていくアウトリーチ型の支援事業「LiNK」を開始。

SNSを用いた呼びかけや相談、ネットパトロール、繁華街の夜回りなどのアウトリーチ支援や、居場所の確保、就労や医療機関の連携など自立に向けた支援のほか、行政機関、民間支援団体などによる関係機関連携会議を設置し、各関係機関との連携を図りながら支援を行っている。

【アウトリーチ支援】

《夜間見回り等の実施状況》

夜間見回り実施回数	12回
SNS見回り実施回数	51回

《相談及び面接の実施状況》

相談方法	電話	メール	SNS	面談	訪問	その他	計
相談人数	5	1	131	7	0	0	144
延べ人数				4	0		

【居場所の提供に関する支援】

《宿泊を伴う保護人数》

短期	6
長期 (2週間を超える場合)	1

【自立に向けた支援】

《自立支援計画を策定した人数／年齢別内訳》

年齢別	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	不明	計
人数	0	1	0	0	0	0	1

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。令和5年度は、第7期委員会（令和5年7月～令和7年6月）において権利条例に関する取組状況の検証及び札幌市子どもに関する実態・意識調査の審議を行った。

【実績】

- ・委員数：14名（公募委員6名、うち3名が子ども委員）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：3回

2 第3次子どもの権利に関する推進計画

権利条例に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、子どもの権利委員会で実施している。

【計画期間】

令和2年度～令和6年度（5年間）

【基本理念】

子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を笑顔で結ぶまち

【基本施策】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの参加・意見表明の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利侵害からの救済

〈成果指標〉

指標	対象	平成30年度 (当初値)	令和4年度	5年度	目標値 (6年度)
自分のことが好きだと思ふ子どもの割合※1	子ども	67.4%	67.3%	62.4%	80%
子どもの権利についての認知度※1	子ども	61.4%	70.2%	65.2%	75%
	大人	61.0%	69.7%	54.4%	75%
子どもの権利が大切にされていると思ふ人の割合※1	子ども	58.5%	58.5%	63.8%	70%
	大人	53.0%	53.0%	37.6%	65%
いじめなど不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は令和5年度）※2	小学生	93.5%	94.1%	94.2%	96%
	中学生	88.1%	89.4%	90.5%	92%
	高校生	87.9%	94.1%	94.2%	96%

※1 平成30年度、令和5年度は「子どもに関する実態・意識調査」結果。令和4年度は「子どもに関するアンケート調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。「悩みやいじめに関するアンケート調査」結果。教育委員会が実施。

《活動指標》

指標項目	令和2年度	3年度	4年度	5年度	目標値 (5年度)
出前講座など子どもの権利に関する啓発活動件数 (累計)	22件	49件	103件	154件	300件※
地域団体等による子どもの参加の取組の実施数	265件	73件	93件	251件	280件
子どもアシストセンター 「LINE」相談件数	813件	736件	1,144件	1,692件	1,000件
オレンジリボン地域協力 員登録人数(累計)	17,080人	18,006人	19,441人	19,441人	19,200人

※ 令和2年度～令和5年度の啓発活動の累計件数。